

らぬ。

今や日本交通労働組合本部は全く舊に倍するの内容を整へて、更に堅實にして痛烈なる新戦術を應用し、必勝を期して我邦未曾有の模範的運動を行はんとして居る。而して唯だ如何なる戦術も組合の結束が卑怯であつては何にもならぬ。

労働者は労働者同志が協力する外に誰れも幸福を増す様にしては呉れぬ。諸君が結束がない時に諸君の受けるものは不安と凌辱と不快とのみである。

諸君は人に飼はるゝ犬の如く生きんよりは、正義に徹底せる人間として生くることを本懐とすべきではないか。即ち組合を愈々強固にせねばならぬ。

五月卅一日

二 誠首者の復職運動

交通労働組合は罷業終熄後一箇月を経過する間に、實質上幾何の組合員を回復したりや、又幾何の職金を募り得たるや定かならず二三の輪支部の如きは罷業前一萬圓内外の基金を積み支部中も最も鞏固なる基礎を有し罷業中は支部員も一日五十錢宛の罷業惠與金を支給し罷業後同支部中の收監者の家族

に對し各百五十圓宛の同情金を惠與したりと云ふも、他の支部中には罷業前組合員中にて「徒らに基金を積立て置くも無用なり」との説をなすものありて（已は中正會員なりと稱し居れり）所屬支部員に基金を分配し果したるもあり、其等の支部に於ては罷業後非常の苦境に陥り善後策の施すべき術なき有様なり。而かも電氣局の思惑を慮りて組合員の態度明瞭ならざること既述せる状態なれば、組合に於ては八十餘名の收監者の家族に對する救済に苦衷する一方二百五十餘名の誠首者の所置に當惑しつゝあり而して其等の誠首者の中には平素中正會の會員と私交關係惡しかりしもの勘からざれば、誠首すべき者の指摘は中正會中自己の私憤に基づきて之をなしたる形跡ありとて、五月二十四日杉原代理々事長は田尻東京市長を訪ひ左の如き願書を提出し、更に市長の紹介狀を携へて四十餘名の誠首者と共に電氣局に井上局長を訪ねたるも、局長會見を肯せず平井總務部長代つて應接し誠首理由は數日中に回答する旨を答へたり。

(一) 各誠首者に對し正當の理由を説明せられたし。

(二) 正當の理由なきものに對しては速に復職せしめられたし。

(三) 右の復職不可能の場合は速に特別手當金を支給せられたし。

(五月卅一日)